

中小企業の事業承継・M&Aに関する 最近の政策動向について

中部経済産業局 中小企業課

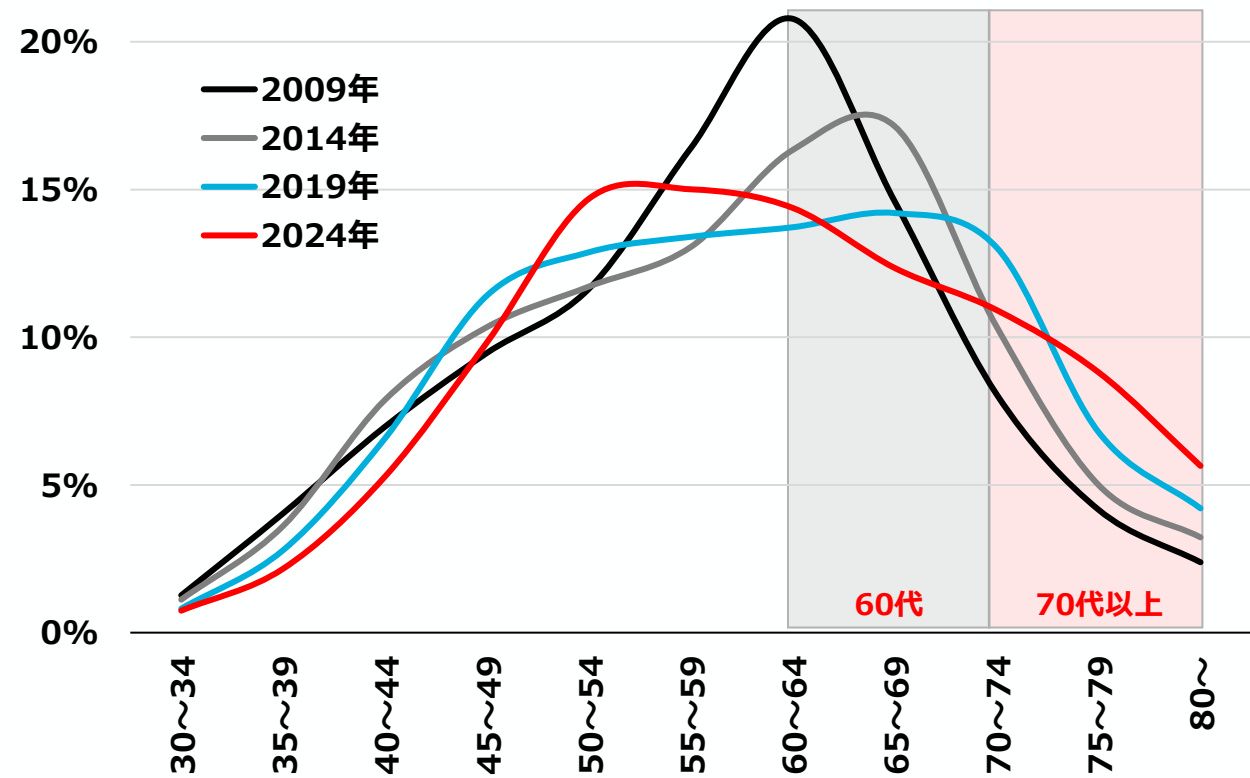
はじめに．事業承継の現状

- 1．事業承継・引継ぎ支援センター等による支援**
- 2．事業承継・引継ぎの各支援策**
- 3．後継者支援の強化**
- 4．地域支援の自走化に向けた取組**

過去10年の経営者の年齢割合の推移と事業承継の進展

- 経営者年齢の割合の変化をみると、2014年に60代であった層は法人で50万者、個人事業主56万者存在していたが、10年後の2024年の70代の層（＝2014年に60代であった層）は法人で32万者（▲18万者）、個人事業主で27万者（▲29万者）となっており、一定程度事業承継が進展していることが示唆される。
- しかし、事業承継が必要となる70代の事業者は、未だ多く存在。加えて、今後事業承継への対応が本格的に必要となる60代の層も法人で44万者、個人事業主で37万者と多く存在しており、事業承継問題は、引き続き喫緊の課題である。

経営者の年齢割合の変化



(注) 割合については帝国データバンクデータ。者数は2023年中小企業実態基本調査の対象者の母集団数に当該割合を乗することにより推計。

(出所) 帝国データバンク「全国企業『後継者不在率』動向調査」(2024年)を基に作成。

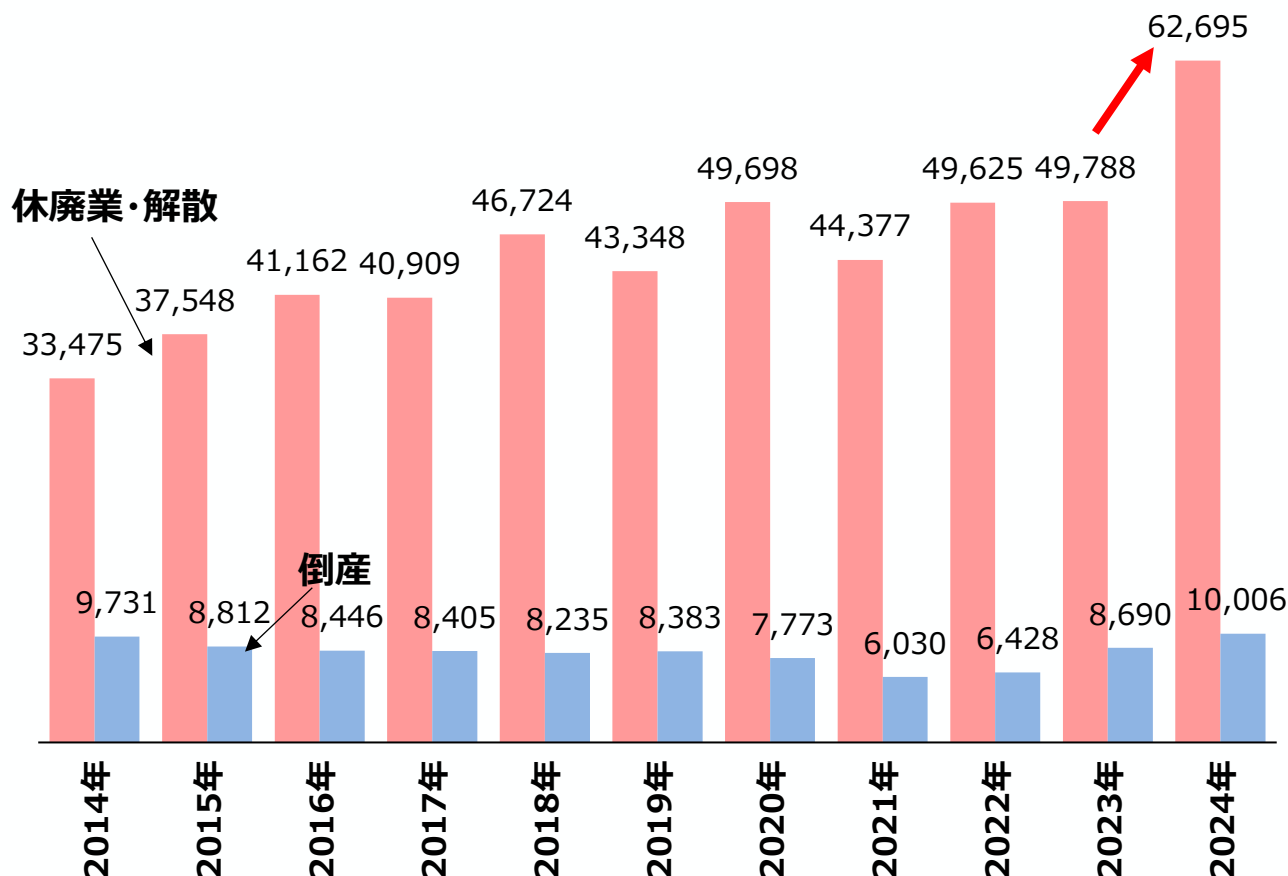
2014年→2024年の同一世代の比較

法人		2014年	2024年
50代		37万者	49万者
60代		50万者	44万者
	60~64	25万者	24万者
	65~69	26万者	20万者
70代		23万者	32万者
	70~74	16万者	18万者
	75~79	8万者	14万者
80代以上		5万者	9万者
個人事業主		2014年	2024年
50代		42万者	41万者
60代		56万者	37万者
	60~64	27万者	20万者
	65~69	29万者	17万者
70代		26万者	27万者
	70~74	17万者	15万者
	75~79	8万者	12万者
80代以上		5万者	8万者

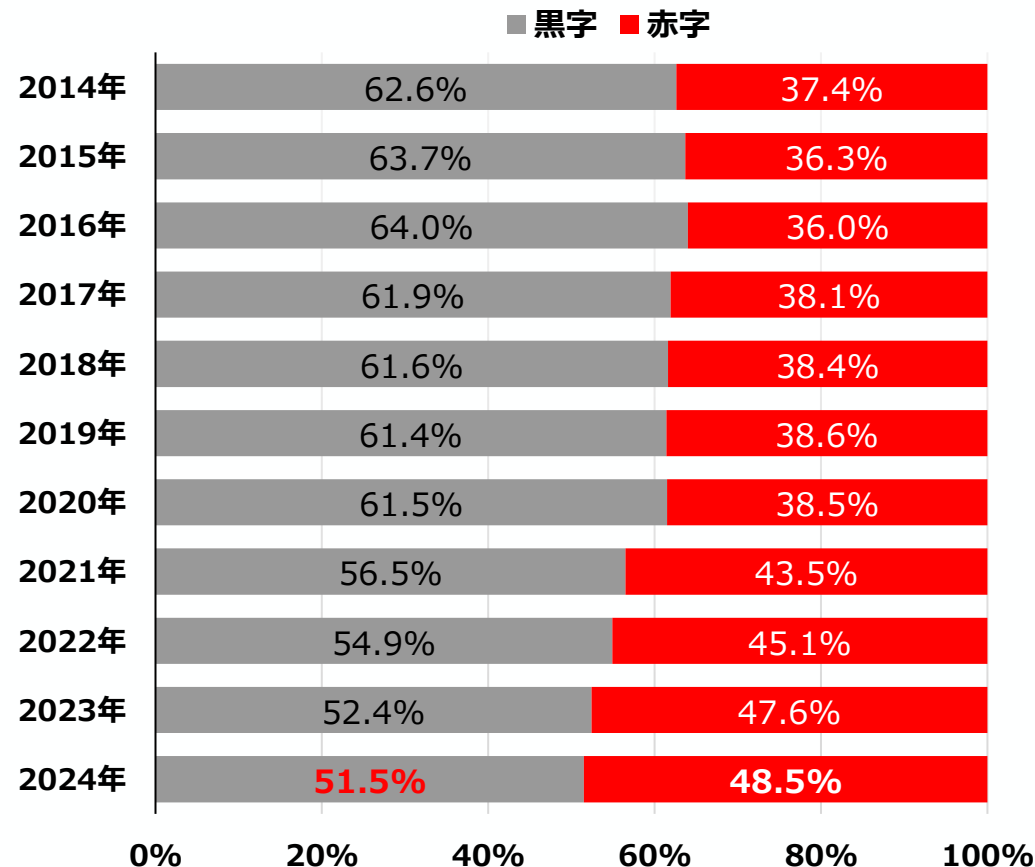
廃業等の増加傾向

- 休廃業・解散数は、足下2024年は前年比で大きく増加。事業承継ではなく退出した者も相当程度存在することが示唆される。このうち、黒字で休廃業・解散をした者の割合は減少傾向にあるものの未だ50%以上となっている。

休廃業・解散、倒産件数の推移



休廃業・解散事業者の損益別比率



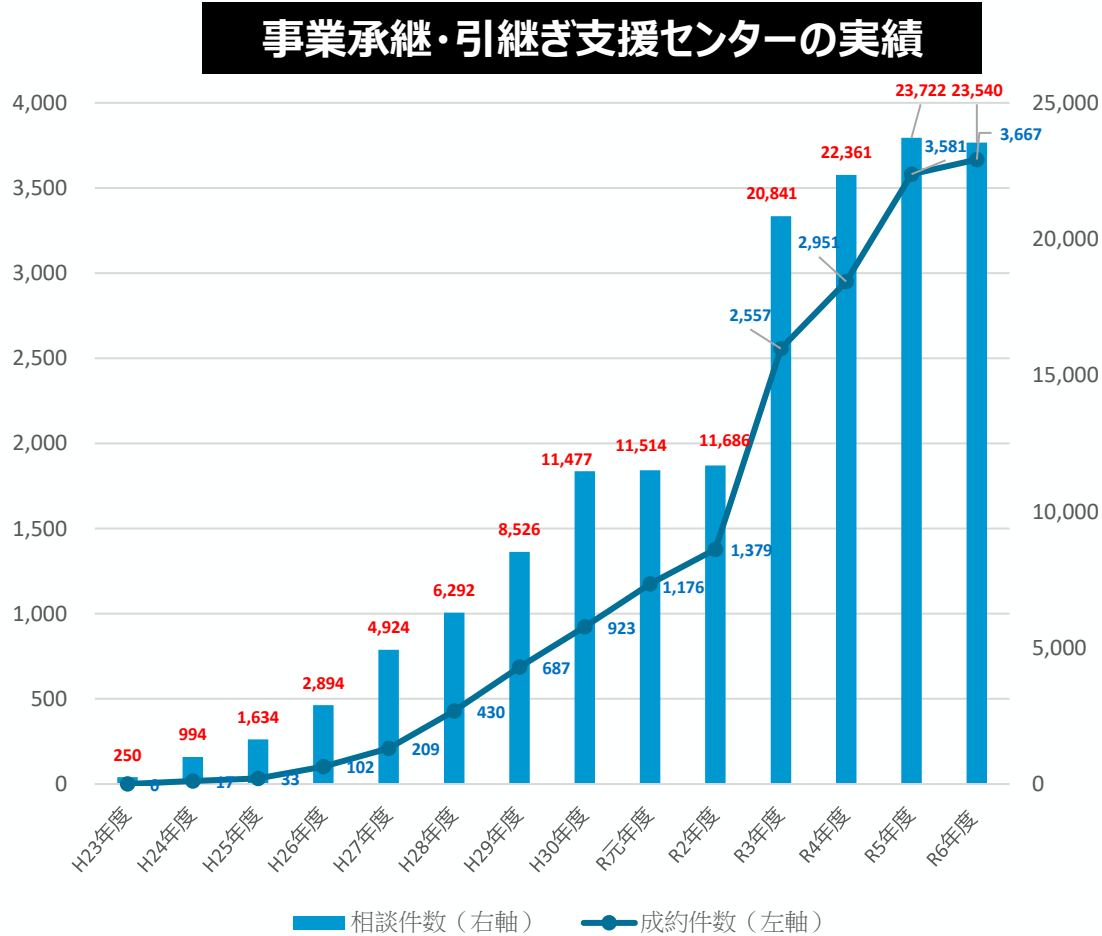
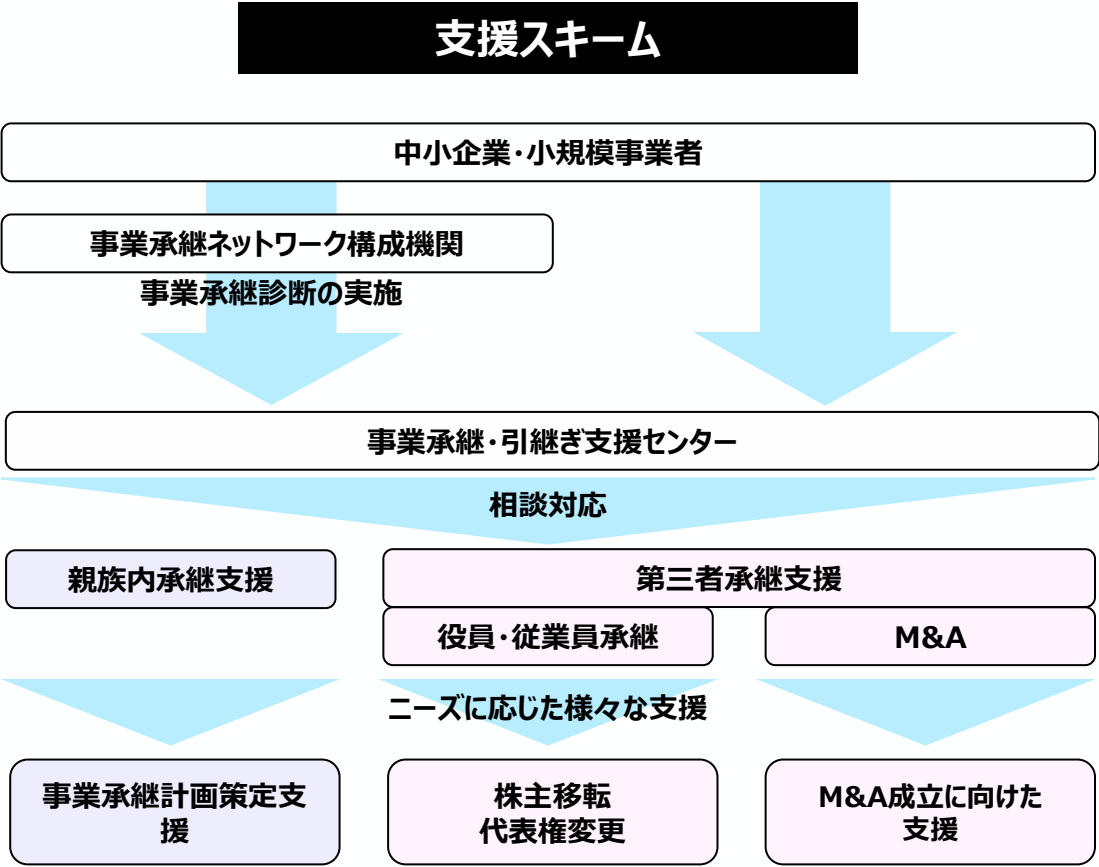
(注) 「休廃業・解散」は、倒産（法的整理、私的整理）以外で事業活動を停止した企業
(出所) (株) 東京商工リサーチ調べ

はじめに、事業承継の現状

1. 事業承継・引継ぎ支援センター等による支援
2. 事業承継・引継ぎの各支援策
3. 後継者支援の強化
4. 地域支援の自走化に向けた取組

事業承継・引継ぎ支援センターによるワンストップ支援

- 全国47都道府県に設置した「事業承継・引継ぎ支援センター」では、親族内承継・第三者承継問わず、支援ニーズの掘り起こしからニーズに応じた支援までワンストップで実施。
- 事業承継・引継ぎ支援センターの相談件数・成約件数ともに増加傾向で、令和6年度には相談件数が23,540件、成約件数が3,667件に達した。



※R3年度は、事業承継ネットワークと事業引継ぎ支援センターを統合したため、数値が大幅に増加している。

事業承継ネットワークによる事業承継診断の取組

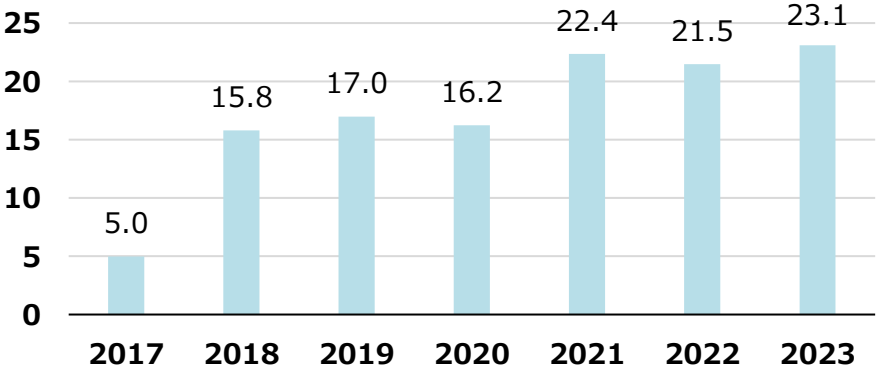
- 2017年度から早期・計画的な事業承継に対する経営者の「気付き」を促すため、全国に商工会・商工会議所、金融機関等の身近な支援機関から構成される「事業承継ネットワーク」を構築。
- 事業承継診断シート等を用いた、プッシュ型の事業承継診断により、経営者の事業承継に係る課題やニーズを掘り起こし、必要に応じ、事業承継・引継ぎ支援センターが支援。

事業承継診断シート

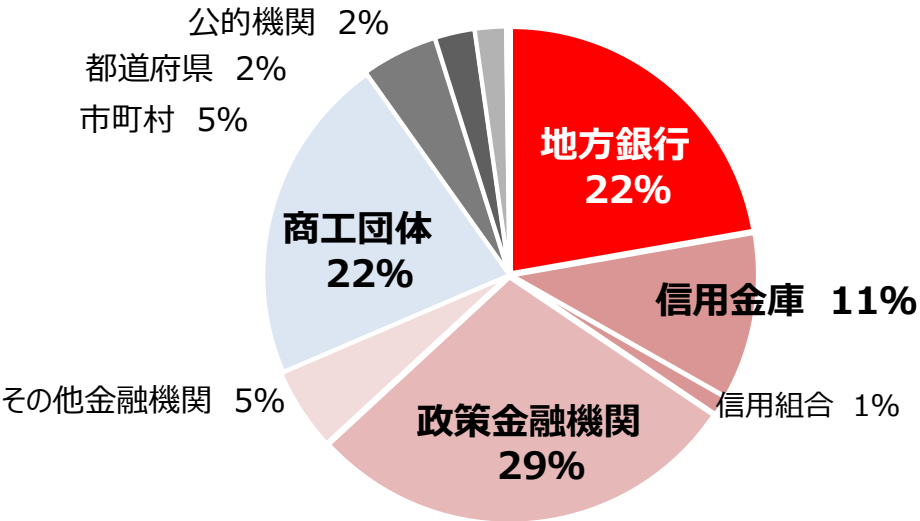
Q1	後継者について教えてください	いずれかに ☒		次の質問
	①後継者候補がいて、本人から引き継ぐことの子承を得ている	☐		Q2
	②後継者候補がいるが、本人から引き継ぐことの子承を得ていない	☐		Q2
	③後継者候補はいない	☐		Q4
Q2	後継者はどなたか教えてください	いずれかに ☒		次の質問
	①親族	☐		Q3
	②親族以外の役員・従業員	☐		
	③第三者	☐		Q4②
Q3	親族・従業員への承継に向けた取組みについて教えてください。	いずれかに ☒		ご案内
	①候補者の育成や技術・顧客・取引先の引継ぎなど、具体的な準備を進めていますか	☐	☐	1つでもいいえを答えた方は、P3の「 親族内・従業員承継 」をご覧ください
	②役員や従業員、取引先など関係者から理解や協力を得られるよう取り組んでいますか	☐	☐	
	③上記のほか、株主名簿や所有資産の整理、経営者保証への対応は進めていますか	☐	☐	
Q4	後継者探しの状況について教えてください。	いずれかに ☒		ご案内
	①事業の売却や譲渡などによって引継ぐ相手先の候補はありますか	☐	☐	1つでもいいえを答えた方は、P3の「 社外への引継ぎ 」をご覧ください
	②事業の売却や譲渡などについて、相談する専門家はいますか	☐	☐	

(出所) 中小企業基盤整備機構データを基に作成

事業承継診断の実施件数 (万件)



事業承継診断の実施機関構成比 (2023年度)



はじめに．事業承継の現状

- 1．事業承継・引継ぎ支援センター等による支援
- 2．事業承継・引継ぎの各支援策**
- 3．後継者支援の強化
- 4．地域支援の自走化に向けた取組

(参考) 中小企業の事業承継・引継ぎ (M&A) に関する予算・税制等の主な支援策

引継ぎの準備

○気づきの提供

事業承継診断

事業承継ネットワーク（地域金融機関・商工団体・サプライチェーンを構成する業界団体等）による、プッシュ型の事業承継診断により、事業承継・引継ぎの課題を発掘、連携支援

円滑な引継ぎ

○事業承継の相談／M&Aのマッチング

事業承継・引継ぎ支援センター

各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターで、事業承継の相談、M&Aに係るマッチング支援等を実施

○事業承継時の相続税・贈与税の納税猶予

事業承継税制（法人版、個人版）

- ・事業承継時の相続税・贈与税を全額納税猶予。
- ・R6税制改正で特例承継計画の申請期限を2026年3月末に延長。

○M&A時の費用負担軽減

事業承継・M & A 補助金（専門家活用枠）

- ・M&A時の専門家活用（仲介手数料、DD費用等）を支援（補助上限600万円、補助率1/2～2/3。補助上限は、DD費用が含まれる場合は800万円、100億企業要件を満たす場合は2000万円）

○事業承継にあたっての設備投資等支援

事業承継・M & A 補助金（事業承継促進枠）

5年以内に事業承継（親族内承継・従業員承継）を予定している場合に、設備投資等を支援（補助上限800万円～1000万円※、補助率1/2～2/3 ※一定の賃上げをした場合、補助上限1000万円）

○M&A後のリスクへの備え

中小M & A 準備金、中堅・中小グループ化税制

- ・M&A後のリスクに備えるため、M&A投資額の70%までを準備金として損金算入可能（据置期間5年）
- ・R6税制改正において、中堅・中小企業のグループ化を支援するために、複数回のM&Aを行う場合の積立率を2回目90%、3回目以降100%に拡大する枠を創設（据置期間10年）

○M&A時、事業承継・M&A後の金融支援、財務基盤強化

日本公庫による金融支援

- ・日本公庫において、事業承継・M&Aにかかる経費を融資する支援制度が存在（R6に融資枠を大幅拡充）

引継ぎ後の事業統合/経営革新等

○M & A後の設備投資等の支援

事業承継・M & A 補助金（PMI推進枠）

- ・M&A後の経営統合（PMI）に係る専門家活用、設備投資費用等を支援（専門家の補助上限150万円、補助率1/2。設備投資の補助上限800～1000万円※、補助率1/2～2/3）

（凡例）

 事業承継とM&Aの両方に適用

 事業承継のみに適用

 M&Aのみに適用

(参考) 中小企業の事業承継・引継ぎ (M&A) に関するガイドライン

引継ぎの準備

円滑な引継ぎ

引継ぎ後の経営革新等

中小M&Aガイドライン

- 適切なM & Aのための行動指針を提示。
- 契約内容や手数料等の重要事項について契約前に書面により説明を実施すること。
- (仲介の場合) 利益相反防止の観点から、一方当事者の意向が反映されやすいバリュエーション・DD等の結論を決定しないこと。等

中小M&A支援機関登録制度

- 「中小M&Aガイドライン」を遵守宣誓した支援機関を登録する制度。ガイドライン違反等の場合は登録取消し、氏名公表が可能。
- 「事業承継・引継ぎ補助金」(専門家活用) による補助対象は、本制度の登録機関による支援に限定。
- 登録機関ごとの標準的な手数料体系を公表。

事業承継ガイドライン

- 中小企業・小規模事業者における円滑な事業承継のために必要な取組、活用すべきツール、注意すべきポイント等を紹介。

中小PMIガイドライン、実践ツール

- M&A後に行われる組織や業務の統合作業であるPMI (Post Merger Integration) の適切な取組を促すガイドラインを策定し、令和4年3月に公表。また、PMIに関する実践ツール・活用ガイドブック・事例集を令和6年3月に公表。

(凡例)

 事業承継とM&Aの両方に適用

 M&Aのみに適用

事業承継税制の概要

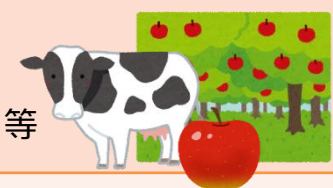
法人版事業承継税制

一定の要件のもと、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予する制度。
10年間限定（2027年末まで）の時限的な措置として、**猶予対象株式数の上限を撤廃**するとともに、**猶予割合が贈与税・相続税ともに100%**となっている。

	一般措置	特例措置 (時限措置)
猶予対象株式数	総株式数の最大2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (2027年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに100%
承継方法	複数株主から1名の後継者に承継可能	複数株主から最大3名の後継者に承継可能
雇用確保要件	承継後5年間平均8割の雇用維持が必要	未達成の場合でも猶予継続可能に

個人版事業承継税制

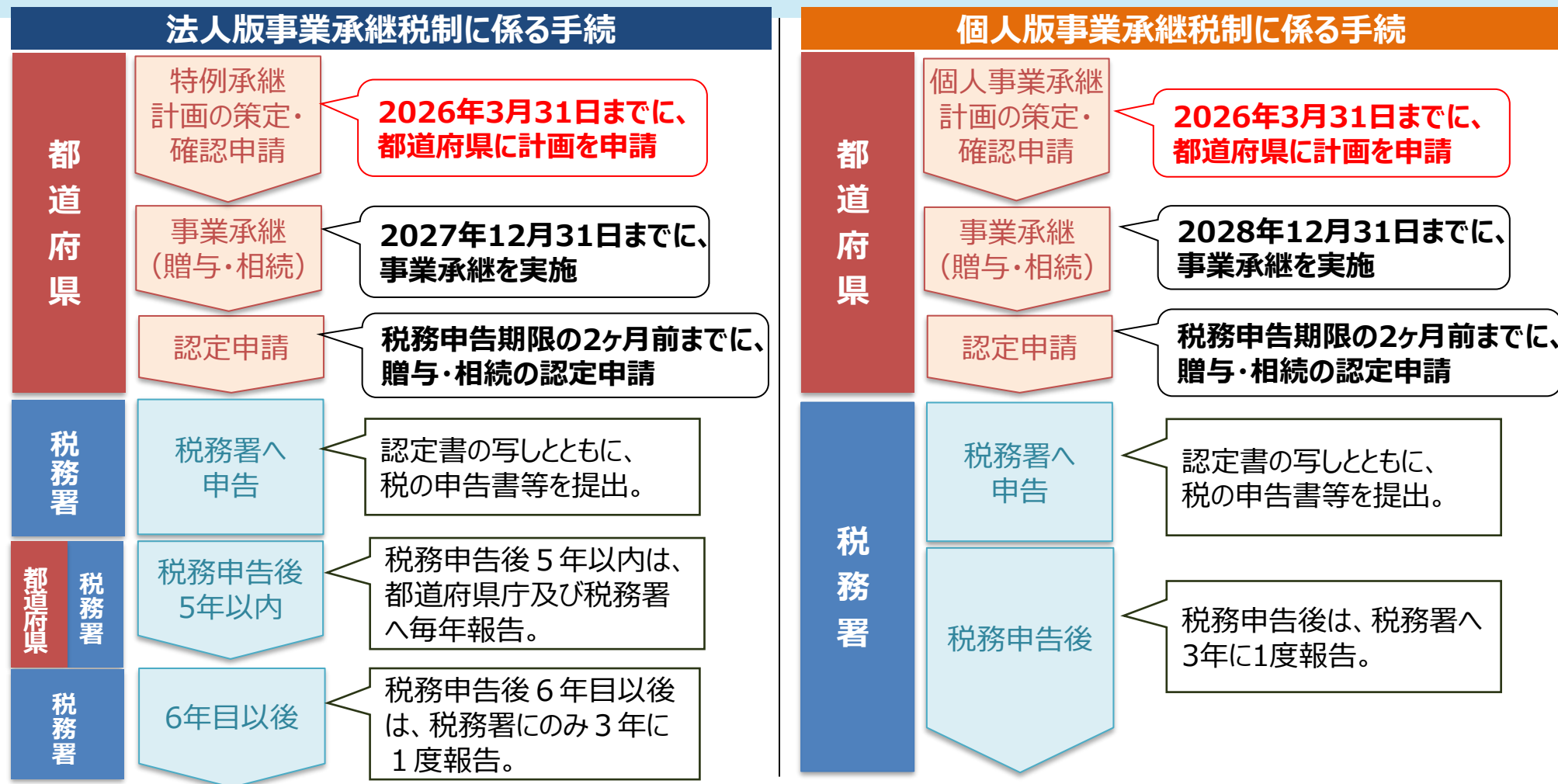
個人版事業承継税制は、10年間限定（2028年末まで）で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置。

	特例措置 (時限措置)
対象資産	事業を行うために必要な多様な事業用資産 ・土地・建物 (土地は400㎡、建物は800㎡まで) ・機械・器具備品 (例：工業機械、パワーショベル、診療機器等) ・車両・運搬具 ・生物（乳牛等、果樹等） ・無形償却資産（特許権等） 等 
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2028年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税・相続税ともに100%

法人版（特例措置）・個人版を**活用するためには、2026年3月末までに特例承継計画の申請が必要。**

(参考) 事業承継税制活用の手続

- 法人版事業承継税制（特例措置）を活用するためには、**2026年3月末までに特例承継計画を申請**し、2027年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- 個人版事業承継税制を活用するためには、**2026年3月末までに個人事業承継計画を申請**し、2028年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- また、事業承継後（贈与・相続の認定後）は、都道府県庁・税務署への定期的な報告が必要。（有恕規定あり。）

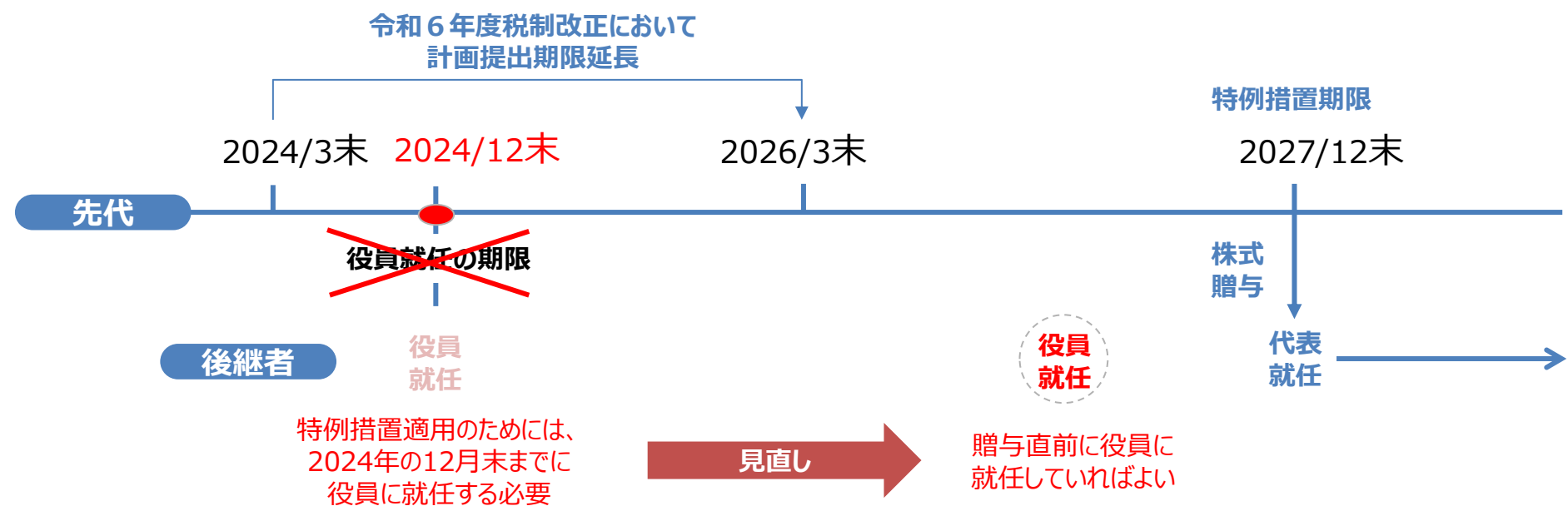


※各種手続きの詳細は、中小企業庁や各都道府県、国税庁のホームページを必ずご確認ください。

- 事業承継税制の特例措置期限までの間に、同税制の最大限の活用を図る観点から、「事業承継税制が適用されるためには、株式贈与日に後継者が役員（取締役、監査役又は会計参与）に就任後3年以上経過している必要がある」という役員就任期間を特例措置に限り事実上撤廃。
- 事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。

改正概要

【適用期限：法人版：令和9年(2027年)12月末、個人版：令和10年(2028年)12月末】



※ 個人版事業承継税制については、2028/12末までの適用期限の3年前となる2025/12末までに後継者が事業に従事する必要があったが、今般の見直しにより、贈与直前に事業に従事していればよい。

事業承継・M & A 補助金（令和6年度補正予算）の概要

- 早期の事業承継を促すため、事業承継促進枠により5年以内に事業承継する事業者の設備投資を支援。
- M&Aにおいて成立後のトラブル防止のため、専門家活用枠におけるデュー・ディリジェンス実施の際の費用を補助額に加算。
また、100億企業要件を満たす場合、専門家活用枠の補助上限額を拡大。
- M&Aの統合効果を最大化させるため、PMI専門家費用や事業統合投資を支援する「PMI推進枠」を新設。

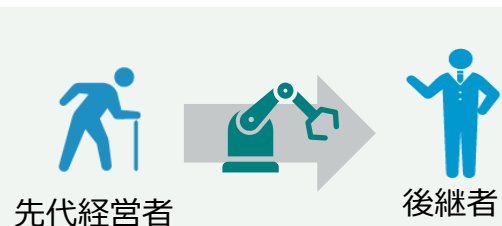
	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	800～1,000万円* *一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	600～800万円* ¹ 、2,000万円* ² *1: 800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 *2: 100億企業要件を満たす場合、2,000万円まで補助上限額を拡大	PMI専門家活用類型：150万円 事業統合投資類型：800～1,000万円* *一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ *専門家活用枠と併用申請可能	150万円* *事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3* *中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	買手支援類型：1/3・1/2or2/3* ¹ 売手支援類型：1/2・2/3* ² *1: 100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3 *2: ①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合：2/3	PMI専門家活用類型：1/2 事業統合投資類型：1/2・2/3* *中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	1/2・2/3* *事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率
対象経費	設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費 等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	設備費、外注費、委託費 等	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）
昨年から 主な変更点	● 経営革新枠から改変 ● 補助対象者は5年以内事業承継する事業者に限定	● 800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 ● 100億企業要件を満たす場合は補助上限額を2,000万円まで引き上げ	● 新設	

事業承継・M & A補助金（令和6年度補正予算）の概要

- ①事業承継前の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後のPMIの実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

①事業承継促進枠

承継前の設備投資等にかかる費用を補助



5年以内に予定している
親族内承継、従業員承継が対象

補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 800-1,000万円

【対象経費の例】

- 店舗改装工事費用
- 機械装置の調達費用

②専門家活用枠

M & Aにかかる専門家費用を補助



■ 買い手支援類型
補助率 : 1/3・1/2or2/3
補助上限 : 600万円-800万円、2,000万円※
※ : 100億企業要件を満たす場合

■ 売り手支援類型
補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 600万円

【対象経費の例】

- M&A仲介業者やFAへの手数料価値算定費用
- DD費用（800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算）

③PMI推進枠

M & A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資を補助



■ PMI専門家活用類型
補助率 : 1/2
補助上限 : 150万円

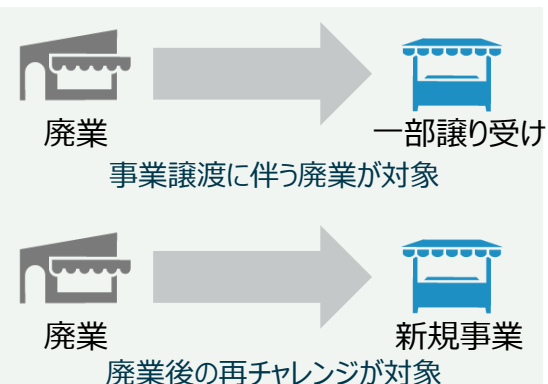
■ 事業統合投資類型
補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 800-1,000万円

【対象経費の例】

- PMI専門家への委託費用
- 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用

④廃業・再チャレンジ枠

承継時に伴う廃業にかかる費用を補助



補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 150万円

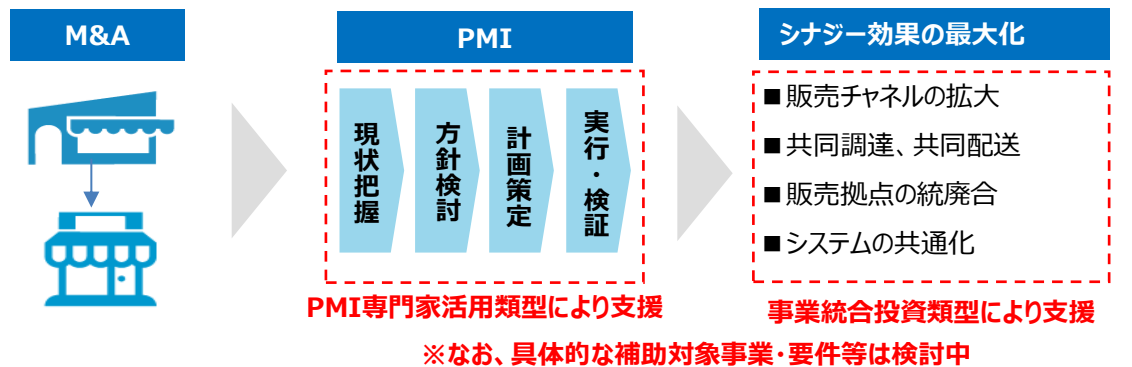
【対象経費の例】

- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、現状回復費

令和6年度補正予算：事業承継・M&A補助金（PMI枠の新設）

- M&Aの目的を実現、効果を最大化する上で、M&Aの成立はスタートラインであり、その後の統合作業（PMI）を適切に行うことが重要
- 中小企業においてPMIの実施を推進するため、令和6年度補正予算に基づく次回公募から、PMI推進枠を新設し、PMIの際の専門家活用や、シナジーを実現するための設備投資等を支援する。PMI推進枠は、専門家活用枠と併用可とすることにより、最終契約からシームレスにPMIを実施することができるようにする

PMIのイメージ		
経営統合	事業機能	経営体制の整備 譲受側・譲渡側一体での成長に向けた基盤として、経営の方向性、経営体制、経営の仕組みを整備する
		シナジー効果等の実現による収益力の向上 事業活動における改善・連携を進め、売上・コストシナジーを実現することで収益性を高める
業務統合	管理機能	事業を支える経営基盤の確立 人事・労務、会計・財務、法務、ITシステム等、事業を支える管理機能の改善を進める



PMI専門家活用類型

概要	PMIを専門家に委託する際にかかる専門家費用に対する補助
対象経費	委託費、外注費 等 ※PMIにかかるものに限る。
補助上限	150万円
補助率	1/2

事業統合投資類型

概要	M&Aのシナジー効果を実現するための設備投資に対する補助
対象経費	設備費等
補助上限	800万円 ※賃上げを実施する場合は1,000万円
補助率	1/2・2/3 中小企業者等のうち、小規模事業者に該当 2/3 ※それ以外場合は補助率1/2

中小企業の賃上げ原資の確保に向けた取組

- 中小企業の賃上げの原資を確保するため、①サプライチェーン全体での取引適正化の推進、②中小企業の生産性向上・成長支援、③事業承継・M & A等を通じた円滑な新陳代謝の促進が重要。

取引適正化の推進

- 下請法・下請振興法の改正【3月11日 法案提出】
- 各業界における取引適正化・商慣習是正に向けたハイレベル要請【1月総理指示】
- 官公需（国・地方）における価格交渉・転嫁の促進 等

生産性向上・成長促進

①中小企業の生産性向上支援

（業種横断的な支援）

- 生産性向上支援（生産性革命推進事業等）
- 新分野進出・構造転換への支援
- 省力化投資への支援 等

（業種別対策の推進）

- 主要対象産業について、各業所管省庁による省力化投資促進プランの策定

②中堅・中小企業の成長支援

- 中堅企業・中小企業への大規模な成長投資支援
- 売上高100億円を目指す成長志向の中小企業への支援
- 海外展開支援（新規輸出1万社支援プログラム等）
- 成長加速マッチングサービス（セカマチ）

事業承継・M & A・再生等を通じた円滑な新陳代謝の促進

・事業承継・M & Aへの支援

- 「中小M&A市場改革プラン（仮称）（健全な成長を促進するための3本柱）」
 - ①売手の不安解消や相場観の形成
 - ②M & A市場における質の高いM & A支援機関の増加
 - ③新たな優良な買手の増加
- 親族内承継に係る施策（事業承継税制の特例措置終了後の施策のあり方検討等）

・重層的・規律ある資金繰り支援の推進

・経営改善・事業再生・再チャレンジ支援の強化

・金融機関等と組んだ地域での省エネ支援体制の構築

③中小企業・小規模事業者の底上げ支援

- 地域の支援機関（経産局、中小機構、よろず支援拠点等）による伴走支援
- 小規模企業振興基本計画に基づく、小規模事業者支援の推進（広域的な支援体制構築をはじめとした商工会・商工会議所の支援体制強化等）

④中小企業・小規模事業者の人材戦略の策定・実行支援

「中小M&A市場改革プラン（仮称）」（健全な成長を促進するための3本柱）

- ・ 経営者の経営力向上は、中小企業にとって喫緊の課題である生産性向上や人手不足解消、賃上げの実現の上で重要。経営者の若返りを進める事業承継や経営基盤の強化につながるM&Aは、そのための有力な手段。
- ・ 今後、さらにM&Aを促進していくためには、M&A市場の規律を高め、売手を増やし、新たな買手を増やすことが必要。この点、売手、市場、買手の3つの側面において課題が存在。
 - ①【売手】雇用維持や経営者保証の解除等のM&Aへの不安が存在。
 - ②【市場】M&A市場の活性化とともに不適切な取引も増加。
 - ③【買手】起業家精神や経営能力が高い優良な買手への支援が不足。
- ・ これらの課題に対応した「中小M&A市場改革プラン（仮称）（健全な成長を促進するための3本柱）」を実行。

①売手

不安解消や相場観の形成

- (1) M&A後の経営者保証解除等の契約違反の場合、売手の意思で買戻し又は解除する条項の検討・普及
- (2) 金融機関におけるM&A時の経営者保証の解除に係る対応について監督指針に沿った対応を徹底
※金融庁と連携して徹底を図る。
- (3) 支援機関（商工団体・金融機関等）による売手の掘起しの支援、公的機関によるシンポジウム（M&Aキャラバン）
- (4) 売手の実質的な財務状況把握のための支援の集中実施
- (5) 中小M&A市場における取引データの集約・公開による譲渡価格の相場観醸成等

②市場

質の高いM&A支援機関の増加

- (6) M&Aアドバイザー個人の知識・スキルに係る資格制度の創設を検討
- (7) 金融機関や士業等からの人材受け入れ等による事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化

③買手

新たな優良な買手の増加

- (8) 個人（従業員・サーチャー）による承継を支援するサーチファンド型ファンド等への支援強化
- (9) 小規模案件に出資する事業承継ファンドへの支援強化

はじめに．事業承継の現状

- 1．事業承継・引継ぎ支援センター等による支援
- 2．事業承継・引継ぎの各支援策
- 3．後継者支援の強化
- 4．地域支援の自走化に向けた取組

第5回「アトツギ甲子園」概要

- 「アトツギ甲子園」は、早期の事業承継と事業承継を契機とした成長を促進する観点から、39歳以下の中小企業の後継予定者を対象に、既存の経営資源等を活かした新規事業のビジネスプランを競うピッチコンテスト。令和2年度より開始し、今年度（令和6年度）で、5回目の開催。
- 第5回は、189名がエントリーし、書類審査の通過者による地方大会を6ブロック（北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄）で開催。各地方大会を勝ち抜いた18名による決勝大会において、経済産業大臣賞、中小企業庁長官賞等を授与。
- ファイナリスト等はメディアへの露出も多く、取引先増、事業拡大、社内外における既存の経営資源を活かした新規事業への理解向上、事業の推進への好影響にもつながっている。アトツギ甲子園エントリーや出場が、現経営者との承継に向けた踏み込んだ話し合いや事業化に向けた具体的な調整が進むきっかけに。

大会日程

～12/6

～12/9

12/中旬

1/17～2/7

2/20

エントリー〆切

応募書類〆切

書類審査

地方大会

決勝大会

九州・沖縄ブロック（福岡）

中国・四国ブロック（岡山）

近畿ブロック（兵庫）

中部ブロック（愛知）

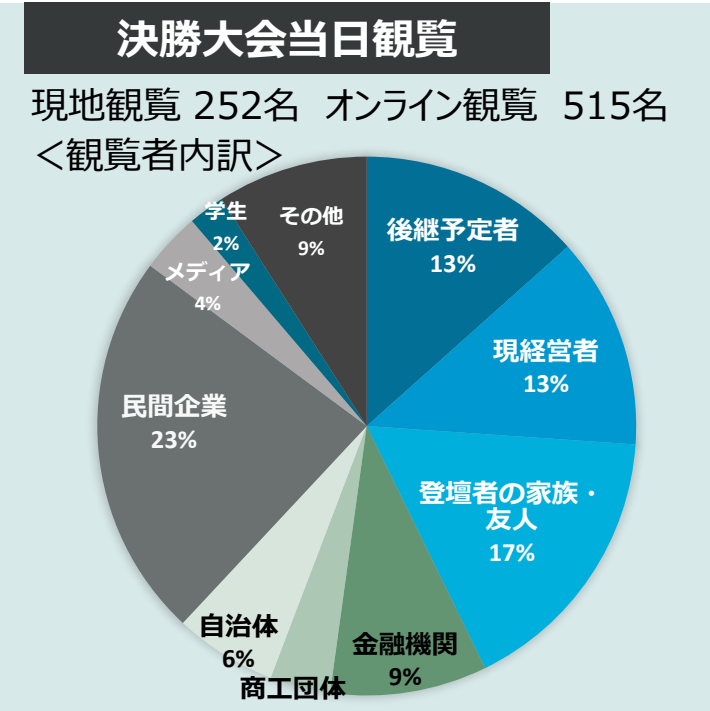
関東ブロック（東京）

北海道・東北ブロック（宮城）

2月4日 火

・東京 大手町

ATOTSUGI BATT



決勝大会 表彰

経済産業大臣賞

ベストサポーター賞

※経済産業大臣賞受賞者をサポートした支援者への授与

中小企業庁長官賞

優秀賞

企業特別賞

第5回「アトツギ甲子園」経済産業大臣賞等

経済産業大臣賞

林業のサプライチェーン革命！
日本経済を変える木材流通システム



株式会社あしだ 芦田 拓弘
京都府南丹市



現在、国際情勢の影響で国産木材の需要があるにも関わらず、需要と供給ルート mismatches により木材販売は進んでいない。林業サプライチェーンが抱える3つの問題「アナログな木材取引」「ニーズに基づかない一方通行な販売」「地方毎の売り手・買い手の閉鎖的な取引」を解消するべく木材取引のプラットフォームを開発。本システムで日本の木材流通に革命を起こし、日本のものづくりや輸出産業を含む日本経済の活性化を目指す。

中小企業庁長官賞

クロムフリーERINでメッキの産業革命
豊かに実る未来を世界へ



豊実精工株式会社 今泉 亮太郎
岐阜県富加町



採用事例		
	二輪業界	フロントフォークインナーチューブ
	産業界	チップマウンター・パーツフィーダー 工業用バルブ・金型・ベアリング アクチュエーター
	食品業界	梱包用装置・計量装置
	航空宇宙業界	JAXAロケット部品

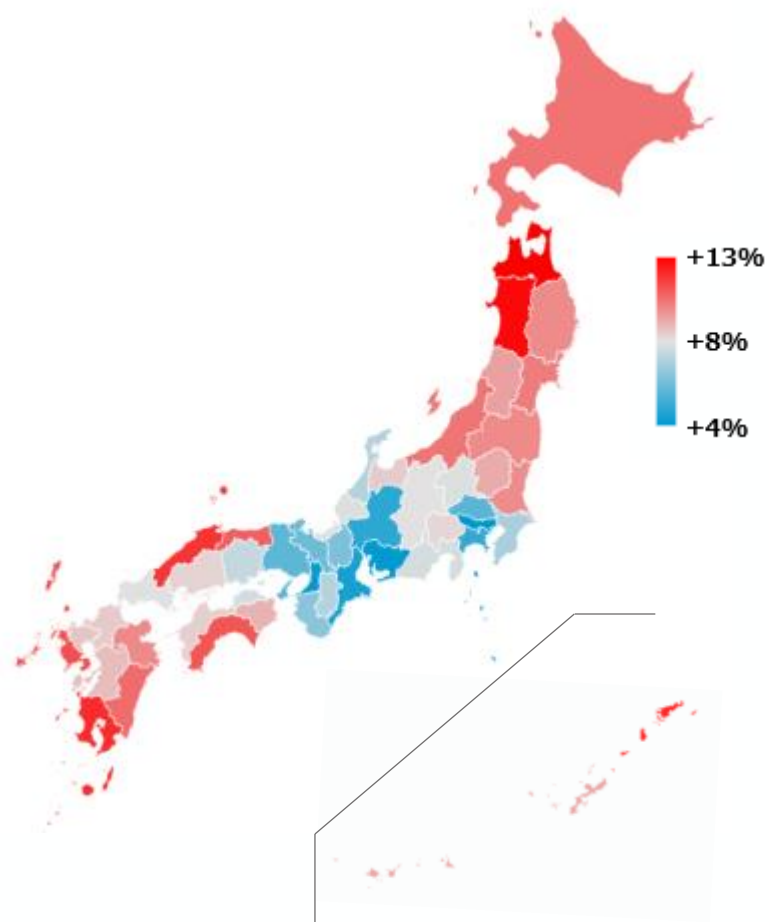
金属を錆びにくくするための表面処理加工であるクロムメッキでこれまで使われていた六価クロムメッキは、大気汚染・河川汚染・土壌汚染が起こす社会課題があった。そこで、地球にやさしい完全クロムフリー・表面処理「ERIN®(エリン)」を3年半かけて開発し、新しい防錆・耐摩耗コーティング技術としてあらゆる業界で使用されることを目指す。

はじめに．事業承継の現状

- 1．事業承継・引継ぎ支援センター等による支援
- 2．事業承継・引継ぎの各支援策
- 3．後継者支援の強化
- 4．**地域支援の自走化に向けた取組**

都道府県別の経営者年齢割合の変化

- 経営者の年齢割合を都道府県別にみると、2014年から2024年にかけて、全ての都道府県で70代以上の経営者割合は増加。特に地方圏において増加幅は大きい。



2014年→2024年の70代以上の経営者割合

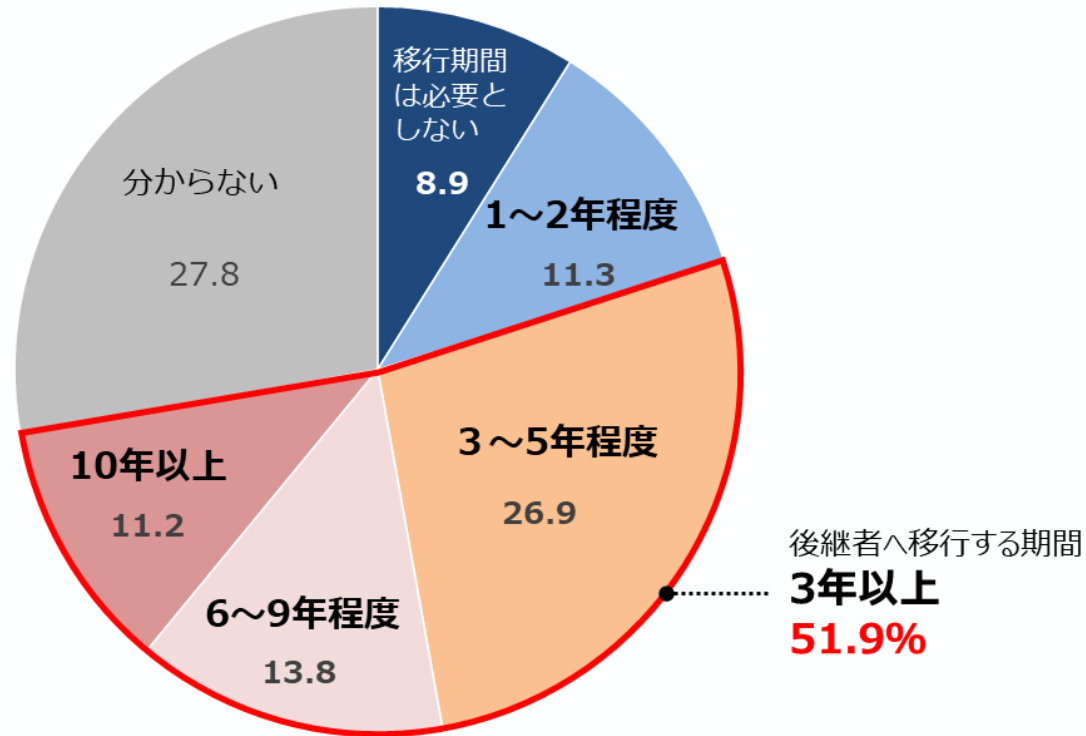
	①2014	②2024	差(②-①)		①2014	②2024	差(②-①)
北海道	17%	28%	+10%	滋賀県	15%	21%	+6%
青森県	18%	31%	+13%	京都府	18%	24%	+6%
岩手県	21%	31%	+10%	大阪府	18%	22%	+4%
宮城県	18%	28%	+10%	兵庫県	19%	24%	+5%
秋田県	19%	32%	+13%	奈良県	19%	26%	+7%
山形県	18%	28%	+9%	和歌山県	20%	26%	+6%
福島県	17%	27%	+10%	鳥取県	17%	28%	+11%
茨城県	19%	28%	+10%	島根県	18%	30%	+12%
栃木県	18%	27%	+9%	岡山県	17%	25%	+8%
群馬県	19%	27%	+8%	広島県	18%	26%	+8%
埼玉県	21%	26%	+5%	山口県	18%	26%	+8%
千葉県	21%	28%	+7%	徳島県	18%	27%	+9%
東京都	20%	24%	+4%	香川県	18%	25%	+8%
神奈川県	22%	27%	+5%	愛媛県	17%	25%	+9%
新潟県	18%	29%	+10%	高知県	20%	31%	+11%
富山県	18%	26%	+9%	福岡県	16%	24%	+9%
石川県	16%	23%	+7%	佐賀県	16%	25%	+9%
福井県	17%	25%	+8%	長崎県	17%	29%	+11%
山梨県	20%	28%	+8%	熊本県	16%	25%	+9%
長野県	20%	28%	+8%	大分県	15%	25%	+10%
岐阜県	17%	22%	+4%	宮崎県	15%	26%	+11%
静岡県	19%	27%	+8%	鹿児島県	16%	28%	+12%
愛知県	17%	21%	+4%	沖縄県	13%	22%	+9%
三重県	17%	21%	+4%				

(出所) 帝国データバンクデータを基に作成。

早期の事業承継の検討の重要性

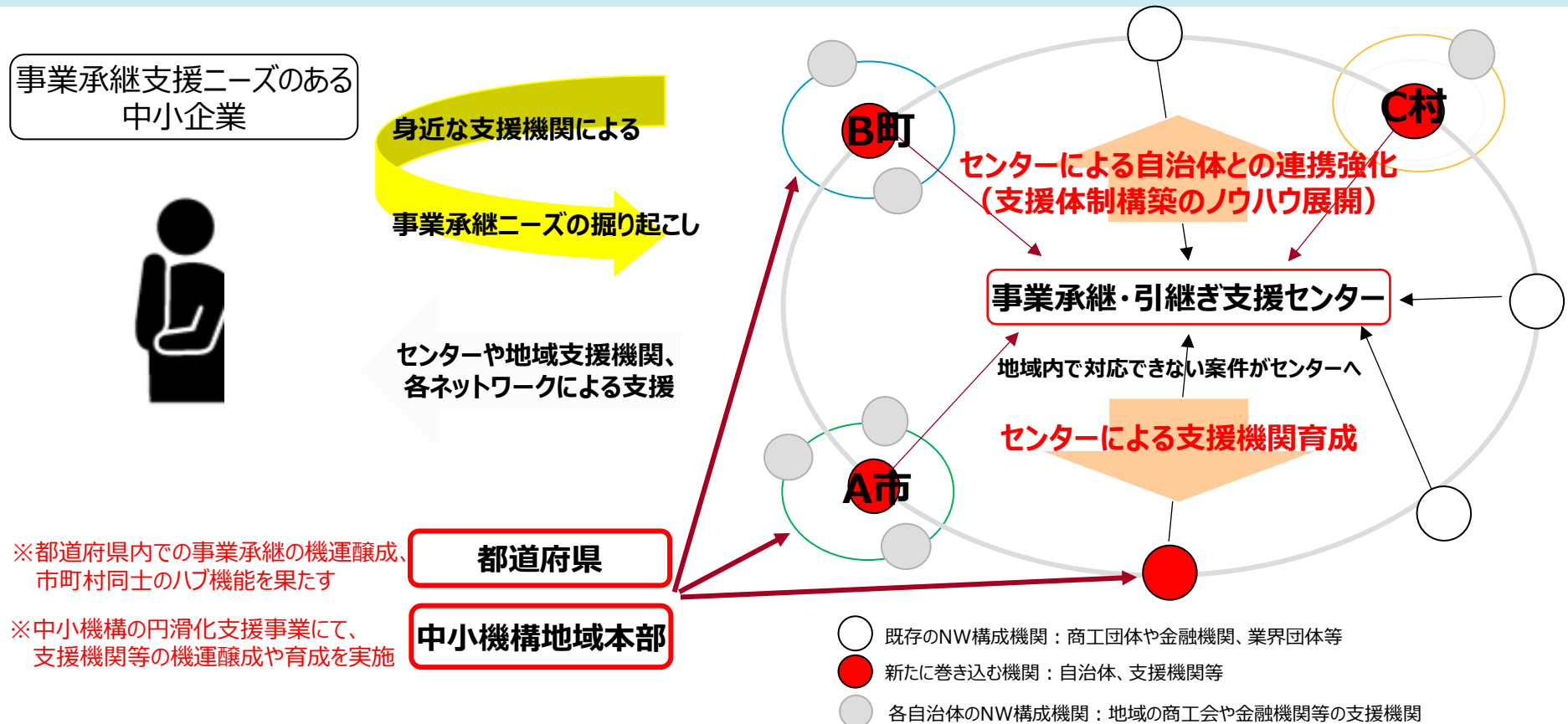
- 後継者を決めてから事業承継が完了するまでの移行期間（後継者の育成期間含む）は、3年以上を要する割合が半数を上回る。経営者の高齢化に伴い、突然の体調不調等により、事業継続が危ぶまれる可能性が高まることから、事業承継に向けては、早期の準備が必要不可欠。

後継者への移行にかかる期間



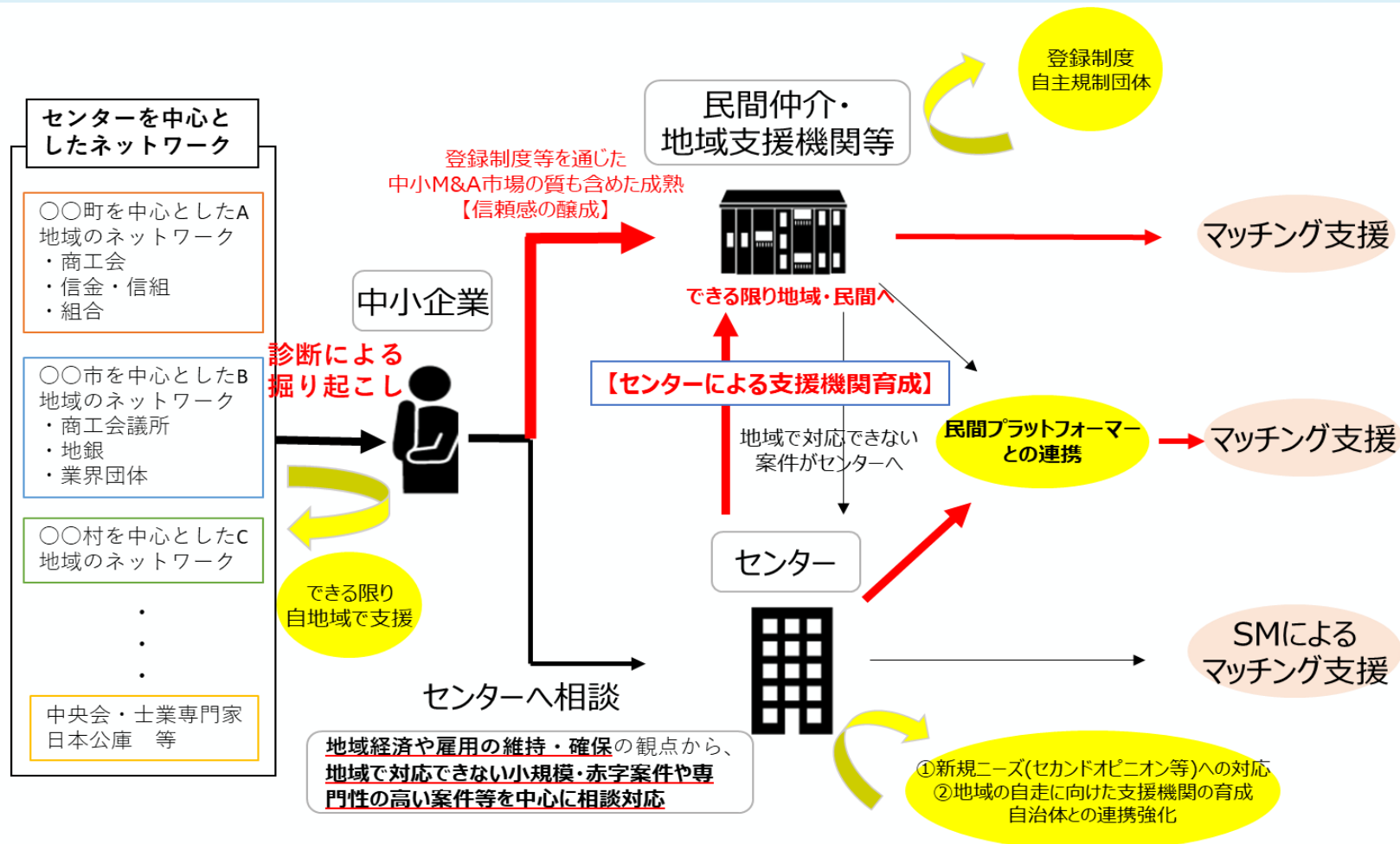
地方自治体との連携強化（自治体を中心としたネットワークの構築）

- 自治体が中心となり、地域の支援機関をまとめて地域でネットワークを築き、センターとも連携しながら、掘り起こしからニーズに合わせた支援までを行う事例は、今後の地域における事業承継支援のあり方を考えていく上で、理想とすべき姿。
- そこで、センターにおいて必要な人員を確保し、センターのネットワークの中に自治体を中心としたより細かな地域単位のネットワークを複数構築していくことを図りながら、喫緊の課題である未だ支援が行き届いていない層への掘り起こしや地域での「事業承継・引継ぎ促進」につなげる。
- また、地域支援機関の育成と併せて、支援プレイヤーの裾野を広げ、地域の自律的な支援体制構築を促す。



中小M&A支援市場の成熟による絵姿イメージ

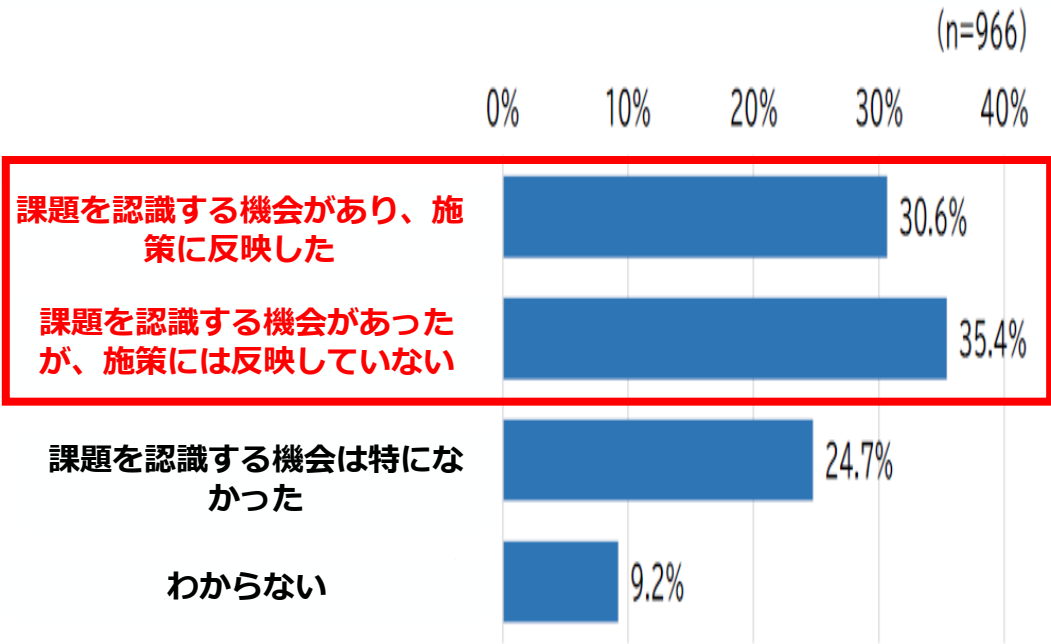
- 黒字廃業の比率は未だ5割を超え、事業承継支援ニーズも高い割合で増加しており、事業承継に関する相談やマッチング支援を円滑かつ高い質を維持して実施するためには、地域・民間の力を最大限に活用できるよう、市場環境の整備、地域・民間支援機関等への橋渡しを強化するとともに、支援業務の効率化や事業承継を支援するプレイヤーの裾野を広げていくことが重要。
- 真に支援すべき相談者やセカンドオピニオン等の新しいニーズに注力するべく、今後のセンター事業は、中長期的な目線で、自治体との連携体制構築や地域支援機関の育成等を図っていくことに重点を置く。



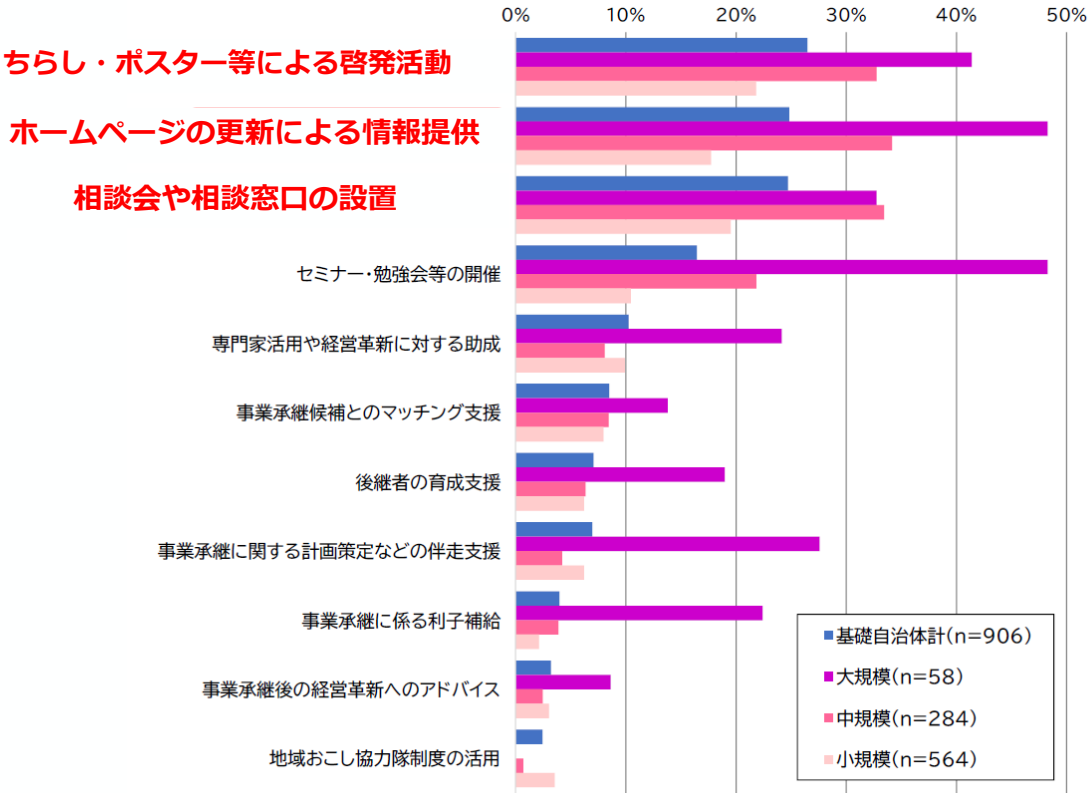
地方自治体における事業承継支援の現状

- 2024年11月に中企庁が行った自治体向けアンケート調査によれば、何かしらの事業承継支援策を実施している基礎自治体は約 3 割に止まっており、課題は認識しているものの、施策に反映できていない自治体も多数存在。
- 取組内容としては、啓発活動や相談窓口の設置が最も行われており、大規模な自治体ほど支援の実施率が高い。なお、都道府県は全ての都道府県で事業承継支援を実施。

基礎自治体において地域の事業承継に関する課題を認識する機会



基礎自治体が主体となって実施した事業承継支援に係る取組（人口規模別、複数回答）

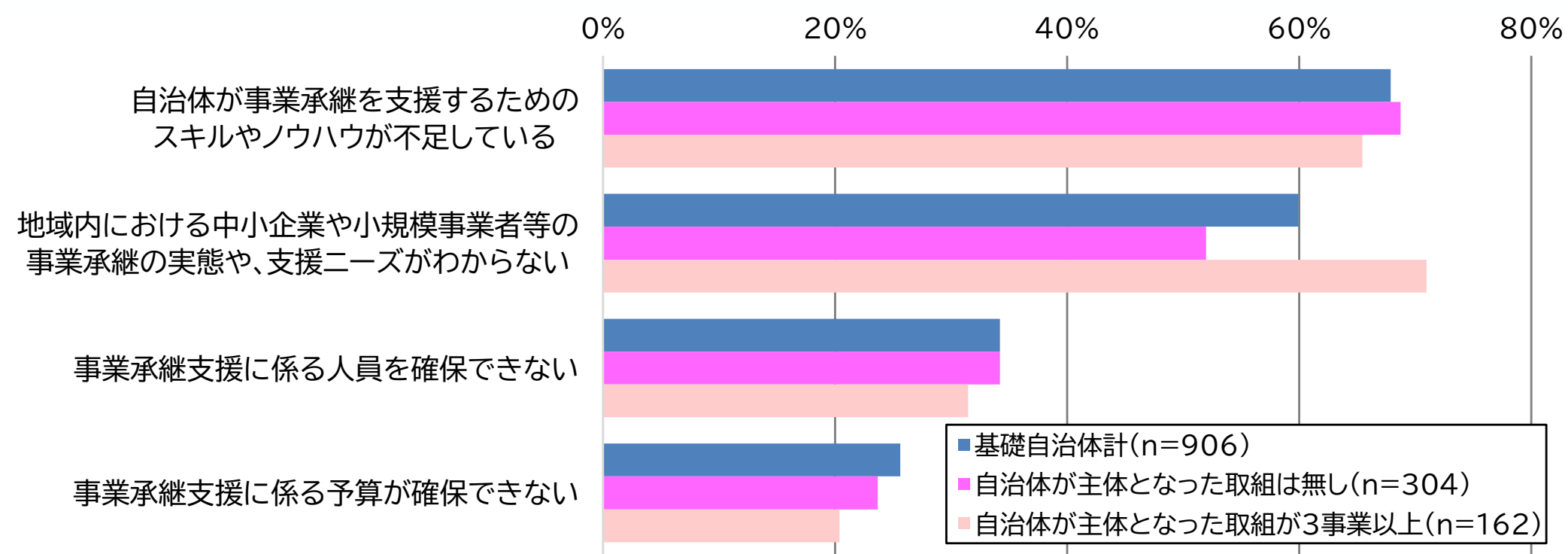


(出所)中小企業庁「“自治体における中小企業の事業承継支援”に係る活動実態調査」2024年11月実施 調査対象:全国の自治体／有効回収数:1,003(基礎自治体967,広域自治体36)。
(注)グラフは、基礎自治体のみを集計値(無回答を除く)。集計区分:大規模:人口30万人以上、中規模:人口5～30万人、小規模:人口5万人未満の市区町村。

地方自治体における事業承継支援の課題

- 現状では約 7 割の自治体が支援を実施できていない。支援を実施できていない要因として、基礎自治体においては、スキルやノウハウの不足、支援ニーズがわからないといった声が大いい。（なお、都道府県は、現状でも数千万円～数億円程度の予算事業を行っており、予算確保が主な課題としてあげている）。

事業承継支援に取り組む上での課題（基礎自治体の主体的な取組事業数別、複数回答）



(出所)中小企業庁「自治体における中小企業の事業承継支援」に係る活動実態調査」2024年11月実施 調査対象:全国の自治体／有効回収数:1,003(基礎自治体967,広域自治体36)。
(注)グラフは、基礎自治体のみの集計値(無回答を除く)。集計区分:大規模:人口30万人以上、中規模:人口5～30万人、小規模:人口5万人未満の市区町村。

地方自治体が事業承継支援を行う際のノウハウ提供

- 地方自治体が事業承継支援を行う際のノウハウ提供を行うべく、令和6年度に中企庁が実施した2日間の集合研修には40自治体超、セミナーには200自治体超が参加し、各自治体では関心が高まっている状況。
- 地方自治体への事業承継支援に関する更なるノウハウ提供として、各経産局において実証事業や支援事例集等の成果物作成に取り組んで頂いているほか、中企庁でも本年3月に地方自治体における事業承継支援にあたってのポイント等
を示した手引きや事例集を作成し、自治体等に配付するとともにHP上で公開。

中企庁作成の手引き・事例集



2

事業承継支援の進め方～4つのステップ

【Step2】地域特性をふまえた事業承継支援体制の構築

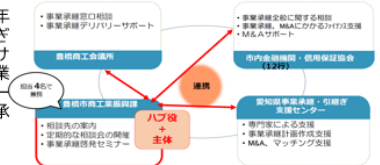
①関係機関の整理と連携目的の明確化

- ◆ まずは関係機関との意見交換を行う。自治体がハブとなり連携体制を築き上げていく上で、双方の連携メリットや期待される役割、実現可能性などを整理・確認し、連携の目的や狙いを明確化。

＜事業承継支援に関わる主な支援機関＞



豊橋市では2021年に事業承継引継ぎ支援センター豊橋サテライト開設後事業承継プラットフォーム「とよはし事業承継ひろば」開設



熊本市では、2024年6月に、支援機関等7者と事業承継連携支援に関する協定『ツグKUMA』を締結。



②連携方法の検討

- ◆ 連携目的をふまえ、連携体制を検討。事業承継に特化しない既存の会議体(創業・中小企業支援の関係機関会議)等も活用し、地域の実態や当面の連携目的にそった事業承継支援体制を構築することが重要。なお、必ずしも多くの機関と連携する必要はない。

(参考) 地方自治体が事業承継支援を行う際の財政的支援 (総務省)

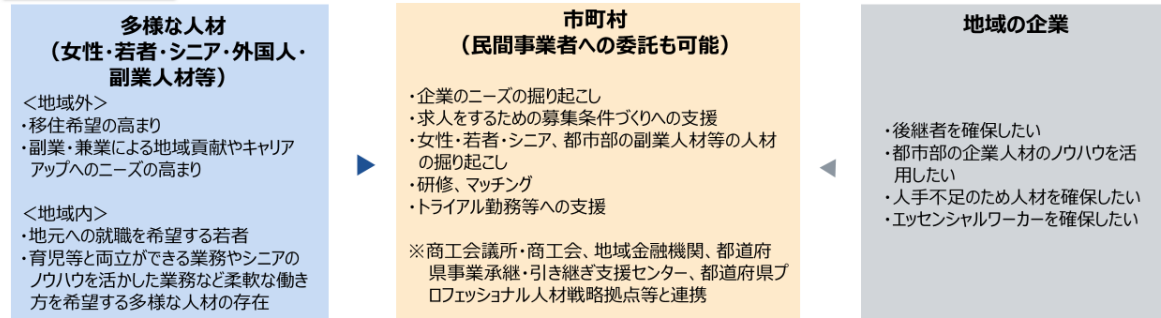
- 令和7年度から、総務省が基礎自治体が事業承継支援等を行う際の特別交付税措置(上限1500万×措置率0.5)を新設。中企庁のアンケートによれば、先進的な事業承継支援の取組を行っている基礎自治体の予算規模は、数十万～数百万円程度であり、特別交付税措置の上限額に納まる範囲である。

総務省の地方財政措置(事業承継等人材マッチング支援事業)

事業承継等人材マッチング支援事業【R7新規】(特別交付税措置)

市町村が、
○特に地域企業の担い手としての潜在力が高い女性・若者・シニア・外国人・副業人材等の多様な人材と、
○事業承継の後継者となる人材、プロフェッショナル人材(経営課題を解決するために専門的なスキルや経験を持つ人材)、
地域企業の事業を支えるスタッフ、介護・交通等の分野の専門的な資格等を有するエッセンシャルワーカー等の人材を求める地域企業との間の効果的なマッチングを支援する場合の経費を支援

事業イメージ



対象経費

- ・人材・事業所等に対する調査に要する経費
- ・マッチングシステム、ウェブサイト構築に要する経費
- ・マッチングトライアルに対する支援に要する経費
- ・交流会、ワークショップ等の開催に要する経費
- ・コーディネータ等の配置に要する経費(自治体職員の人件費除く)
- ・地域人材の育成に要する経費(研修会、セミナー開催)

※ 地方単独事業、かつ、自治体が策定する事業計画に基づく経費が対象

特別交付税措置

1団体あたり 15,000千円(上限額)×措置率0.5(市町村の財政力に応じて補正)

令和6年度地域における自走可能な事業承継支援体制構築事業

事業承継支援の中長期的な未来を見据え、地域で自走可能な支援体制を構築するべく、選定自治体における支援体制の構築や、具体的な支援着手から支援深掘に関する取組を実施し、事業承継支援におけるノウハウの今後の横展開・自走可能な支援モデルの普及につなげる。

現状把握・課題認識

■キックオフ討論会

自治体担当者向けに、事業承継支援に係る先進自治体の事例の情報共有や、自治体事の現状の取組状況、課題等を壁打ちする討論会を実施。

■アンケート調査・ヒアリング調査

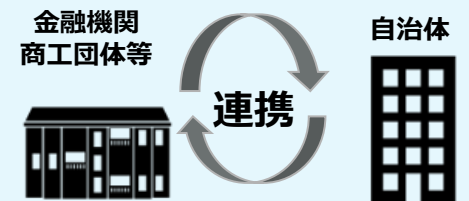
市内の事業者向けにアンケート調査とヒアリング調査を実施し、事業者が現状抱える事業承継に関する課題や求める支援策などを把握する。また、市内の金融機関や商工団体等の支援機関にヒアリング調査を実施し、支援策の確認や今後の連携構築の可能性について調査する。

選定自治体一覧

愛知県	岡崎市
	蒲都市
岐阜県	関市
三重県	四日市市
	名張市
富山県	高岡市
石川県	小松市

■個別相談会の実施

選定自治体毎に、市内事業者向けに事業承継の個別相談会を1回以上実施する。事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、相談員は事業承継・引継ぎ支援センターより派遣する。



★連携スキームの構築・事業方針支援の策定

商工団体、金融機関、事業承継・引継ぎ支援センター等と連携スキームの構築について検討すると共に、事業全体の内容を踏まえて選定自治体における事業承継支援方針を策定する。



ご清聴ありがとうございました

- ・個別に金融機関ご担当者ほか行内の皆様への説明
 - ・顧客向け説明会（集合型、WEB型）
- など、ご相談に応じます。



経済産業省
中部経済産業局

産業部 中小企業課

電話：052-951-2748

URL：<http://www.chubu.meti.go.jp>

中部経済産業局

配信サービス



twitter



RSS



Mail magazine

[登録無料]

当局の施策情報、イベント案内、補助金公募、経済動向等をお届けします。

ご希望の方は、ぜひ当局HPもしくはQRコードからご登録ください。[\(http://www.chubu.meti.go.jp/\)](http://www.chubu.meti.go.jp/)



HP



ツイッター



RSS



メールマガジン